

運 航 基 準

令和7年2月13日
株式会社ANxtend

目 次

- 第 1 章 目的
- 第 2 章 運航の可否判断
- 第 3 章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、尾道糸崎港付近航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航中止条件

(発航の可否判断)

第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象・水象（風速、視程及び波高）に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港・地点名	発航中止条件		
	風速	波高	視程
おのみち海の駅	10m/s 以上	3.0m以上	300m以下
岩子島海域上	10m/s 以上	3.0m以上	300m以下
向島海域上	10m/s 以上	3.0m以上	300m以下

2 船長及び運航管理者は、発航予定時刻の24時間前時点及び発航予定時刻直前の30分前時点に、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
おのみち海の駅	海天気. JP	海天気. JP	気象庁
岩子島海域上	海天気. JP	海天気. JP	気象庁
向島海域上	海天気. JP	海天気. JP	気象庁

3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止を決定し、旅客の下船その他の適切な措置をとること。

4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、漁業者が発航を見合せている場合及び自社が加盟する地域旅客船安全協議会の会員又は構成員からの意見により、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止すること。

(基準航行の中止条件等)

第3条 基準航行を中止すべき条件は、基準航行を継続した場合に、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあるとき、航行予定の海域上の気象・海象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港・地点名	入港中止条件		
	風速	波高	視程
おのみち海の駅 ^{パース}	10m/s 以上	3.0m以上	300m以下

2 船長及び運航管理者は、担当船舶の航行中、常時、前項の気象・海象・水象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
おのみち海の駅パース	海天気. JP	海天気. JP	気象庁
〇港			

- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、基準航行中止を決定し、反転、避難、避泊、臨時寄港その他の適切な措置をとること。

(入港中止条件等)

- 第4条 航行中に入港を中止すべき条件は、入港予定港内の気象・海象・水象に関する情報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

地点名	基準航行中止条件		
	風速	波高	視程
岩子島海域上	10m/s 以上	3.0m以上	300m 以下
向島海域上	10m/s 以上	3.0m以上	300m 以下

- 2 船長及び運航管理者は、航行中の担当船舶の入港予定時刻30分前時点に、前項の気象・海象・水象に関する情報について、次に掲げるとおり入手すること。

地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
岩子島海域上	海天気. JP	海天気. JP	気象庁
向島海域上	海天気. JP	海天気. JP	気象庁

- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の入港中止を決定し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

- 4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、自社が加盟する地域旅客船安全協議会の会員又は構成員からの意見により、入港を中止すべき事実を把握したときは、入港を中止すること。

(運航の可否判断等の手順図)

- 第4条の2 本章各条に規定する運航の可否判断の手順をまとめた図は別紙のとおりとする。

(運航の可否判断等の記録)

- 第4条の3 運航管理者及び船長は、運航の可否判断(判断に至った気象・海象・水象(風速、視程及び波高)情報を含む。)、運航中止の措置及び協議の内容を〇〇〇に記録し、最後に記録された日から1年間保存するものとする。運航中止基準の達した達するおそれがあった場合における反転、避難、避泊、錨泊、抜港、臨時寄港その他の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時(運航日毎等)まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

- 第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

- 第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するも

のとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点及び終点の発着時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が運航管理補助者と連絡をとるべき地点
- (7)

その他航行の安全を確保するために必要な事項

- 2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。

- 3 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

（基準経路）

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用（第1）基準経路及び第2基準経路の2経路とする。

- 2 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

（例）

名称	使用基準
常用（第1）基準経路	周年

- 3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

（速力基準等）

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速力
最微速	5ノット
微速	10ノット
半速	20ノット
航海速力	40ノット

- 2 船長は、速力基準表を船橋内に掲示しなければならない。

- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかななければならない。

（通常連絡等）

第9条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、尾道支店あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

- (1) 岩子島厳島神社地点、向島観音崎地点

- (2) 連絡事項

- ① 通過地点名
- ② 通過時刻
- ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

- 2 運航管理者又は運航管理補助者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

(連絡方法)

第10条 船長と運航管理者等との間で常時連絡をとるための通信手段は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している 地点を管理する尾道支店	、 携帯電話 AU
(2)	緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	携帯電話 AU

(機器点検)

第11条 船長は入港着岸（棧）前、棧橋手前（防波堤手前）10m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進（CPPの場合は翼角作動）、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第12条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌に記録し、1年間保存するものとする。